

## 活動指針（補足事項）

### 1 大連日本人学校理事会設立の経緯について

- 大連日本人学校は、学校教育法第一条に規定する「学校」にはあたらない。学校教育法に規定する「学校」の教育に準じた教育を実施することを目的に、海外に設置された在外教育施設という位置づけ。（平成7年1月24日文科省より正式認可。）
- 在外教育施設に認定されることにより、小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を修了したと認められ、上級学校への入学資格等、日本の学校と同様の扱いを受ける。

### 2 大連日本人学校理事会の役割について

- 大連日本人学校規則及び大連日本人学校理事会規則より次のとおり抜粋。

	報告事項	承認等事項
学校規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態による臨時休校</li> <li>・教育課程の編成、計画、実施等の状況</li> <li>・遠足、対外試合、国際交流等の学校行事</li> <li>・学級編成</li> <li>・校務分掌組織及びその分掌</li> <li>・理事会規則に基づいた毎月の収支報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休校日の変更</li> <li>・修学旅行等、宿泊を要する学校行事</li> <li>・採用教職員の任命</li> <li>・現地補助員の雇用</li> </ul>
学校理事会規則	審議決定事項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規則及び本規則の細則の制定・改定</li> <li>・学校の管理運営の基本方針に係わる事項</li> <li>・学校の予算・決算に関する事項</li> <li>・重要な資産の取得、管理及び処分に関する事項。</li> <li>・採用教職員の任免に関する事項</li> <li>・その他学校の管理運営に関する重要事項</li> </ul>	

### 3 今年度の大連日本人学校理事会の活動方針について

- 4つの課題における補足事項は次のとおり。

#### <①経緯>

・もともと日本人学校の預金通帳等を管理していた中国の銀行の指摘により、昨年6月に財務登録を行った。地方税の納税等については、非営利法人であれば免税であるが、日本人学校の営業許可書には「非営利法人」ではなく「その他機関」と記載されていたことから、免税は難しいとの回答があった。2016年度は領事館を中心に認可取得に取り組んだが、現在は道半ばである。増値税の問題も発生しており、許可証の明記の変更等も含め、こうした財務登録後の納税等の諸課題について整理・改善を図りたい。

#### <②の経緯>

・2015年度にディベロッパー、開発区管理委員会、外事弁公室を招き夕食会を行った。2016年度は金州新区政府などと会食を行った。引き続き今年度についても継続して行っていきたい。

#### <③の経緯>

・校舎賃貸借契約（3年）の最終年度を迎える。契約延長を基本路線に夏休み前のある程度の方向性を相手側と確認を行いたい。

#### <④の経緯>

・これまで送り迎えのバスが止められたり、校舎にモノを投げられたりなどの事件が発生した。安全な環境を整える事はもちろんだが、今年度は大幅な黒字が予想され学校内の備品を整理し、老朽化が激しいものは交換等を検討するチャンスである。③の方向性が見えたところで、長期的な設備投資の検討を行いたい。

※なお、定時総会で示され活動計画案「授業料改定後の財務状況フォロー」については単年度の収支が赤字とならないよう財務健全化に向け注視していくことは当然ながら引き続き行っていくものとする。